

感染症の予防について

校長は、学校内において、感染症にかかっており、又はかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第19条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。
(学校保健安全法施行規則 第21条)

出席停止期間の基準 (学校保健安全法施行規則 第19条)

疾患名	出席停止期間
1. インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
2. 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3. 麻疹	解熱後3日を経過するまで
4. 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
5. 風しん	発疹が消失するまで
6. 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
7. 咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
8. 結核・髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
9. その他	*その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き第3種の感染症として措置をとる

切り取り

○ 症状には個人差がありますので、出席停止期間中は十分休養をとり、医師の許可が出てから学校に登校してください。出席停止期間中は、不必要な外出や友人との接触は避けていただきますよう、宜しくお願いします。

○ 保護者の皆様の正しいご理解とご協力をお願い申し上げます。

宝仙学園高等学校 保健室

治癒証明書

宝仙学園高等学校 年 組 番

氏名 _____

生年月日 年 月 日

病名

- ・ インフルエンザ A型 ・ B型
- ・ 麻疹
- ・ 風疹
- ・ 流行性耳下腺炎
- ・ 水痘
- ・ 百日咳
- ・ その他 ()

登校停止期間 年 月 日 ~ 年 月 日

上記病名で治癒しました。

年 月 日

住所

医師

印